

北九州市景観審議会の委員を募集します！

<募集案内>

北九州市景観審議会は、景観に関するルールづくり（北九州市景観づくりマスタープラン等）など、都市景観の形成に関する重要な事項について、専門家や市民の方からの意見をいただき、景観施策に反映させるために設けられた本市の付属機関です。

今回、市民の皆様から、審議会に参画し、ご議論いただける方を募集します。

募集の詳細については、次の募集要領をご参照ください。

<北九州市景観審議会の主な審議事項（予定）>

- ・北九州市景観計画の改定に関すること
- ・景観重点整備地区の指定等に関すること
- ・行為の制限（景観形成基準）に関すること など

募 集 要 領	
1 付属機関の名称	北九州市景観審議会
2 募集人数	1名程度
3 任期	2年間（令和3年4月1日～令和5年3月31日）
4 委員の役割	年2回程度開催する北九州市景観審議会（2時間程度）にご出席いただき、景観施策に関する議案について議論します。 ■会議開催場所 北九州市内 ■委員報酬 会議出席ごとに、市で定める基準に基づき報酬をお支払いします。
5 応募資格	（1）満20歳以上（令和2年12月1日時点）の方 （2）北九州市内に在住、または通勤・通学する方 （3）国又は地方公共団体の議員及び常勤の公務員以外の方 （4）北九州市景観審議会の委員として、参画する意欲があり、かつ、審議に出席できる方 （5）任期中に本市の他の付属機関の委員の兼職の数が4未満の方 （6）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）と、密接な関係を有する方は応募することができません。 ※上記規定に関し該当の有無を確認するため、関係する行政機関へ照会させていただきます。
6 募集期間	令和2年12月 1日（火）から 令和2年12月15日（火）まで（※持参の場合は17:00まで）

